

薬王堂大田原上奥沢店 栃木県指導事項等に対する回答

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	地域振興課 担当：恩田 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924	意見なし	—
2	県民協働推進課 担当：山口 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 ・図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合にはどのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30 cm×15cm）を行ってください。	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い20歳未満の者に販売しないようにいたします。 ・図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う計画はありませんが、販売する場合は対応いたします。
3	環境保全課 担当：篠崎 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要） ・3000m²以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する県北環境森林事務所環境対策課（0287-22-2277）と協議してください。	・— ・3000m²以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出します。

4	資源循環推進課 担当：角田 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113	○栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	○リサイクル促進等、可能な限り対応いたします。 ○食品ロス削減等、可能な限り対応いたします。
5	交通政策課 担当：湊 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399	新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	店舗開店後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係機関と協議を行い必要な対応いたします。
6	道路整備課 担当：五月女 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417	将来的に道路整備の計画があるため、大田原土木事務所（企画調整課）と協議すること。	大田原市土木事務所と協議いたします。

7	道路保全課 担当：森戸 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431	1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、大田原土木事務所と協議願います。	1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等があり、道路法第24条の承認が必要となりますので、大田原土木事務所と協議いたします。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続いたしません。 ※指導事項等については、大田原市土木事務所と協議いたします。
8	上下水道課 担当：渡邊 TEL:028-623-2507	汚水排水計画及び雨水排水計画については、大田原市担当課と協議してください。	汚水排水計画及び雨水排水計画については、大田原市担当課と協議いたします。

9	都市政策課 担当：山崎 TEL:028-623-2801 FAX:028-623-2595	<景観づくり担当> ・ 栃木県景観条例に基づく大規模行為の届出について、大田原市都市計画課と協議してください。（協議先：大田原市都市計画課0287-23-8758） ・ 屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、大田原市都市計画課と協議してください。（協議先：大田原市都市計画課 0287-23-8711） <計画担当> ・ 立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、大田原市都市計画課と協議してください。（協議先：大田原市都市計画課 0287-23-8711） ・ 当該地は都市計画道路3・3・1号インターチェンジ通りが都市計画決定されていますので、都市計画法第53条に基づく建築の許可について大田原市都市計画課と協議してください。（協議先：大田原市都市計画課 0287-23-8711） ・ 自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、大田原市都市計画課（駐車場法担当）に確認してください。（協議先：大田原市都市計画課 0287-23-8711） ・ 駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。（協議先：大田原市都市計画課 0287-23-8711）	<景観づくり担当> ・ 栃木県景観条例に基づく大規模行為の届出について、大田原市都市計画課と協議いたします。 ・ 栃木県屋外広告物条例について、大田原市都市計画課と協議いたします。 <計画担当> ・ 立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、大田原市都市計画課と協議いたします。 ・ 都市計画道路3・3・1号インターチェンジ通りが都市計画決定されていますので、都市計画法第53条に基づく建築の許可について大田原市都市計画課と協議いたします。 ・ 駐車場法について、大田原市都市計画課に確認いたします。 ・ 駐車場の設置について、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針に基づく措置を講じるよう努めます。（出入口の視認性確保、夜間出入口閉鎖、夜間駐車場照度の確保）
---	--	--	---

9	都市政策課 担当：山崎 TEL:028-623-2801 FAX:028-623-2595	<開発指導担当> ・都市計画法における開発許可の要否について、大田原市都市計画課と協議してください。（大田原市都市計画課：TEL0287-23-8758） <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。（協議先：栃木県都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801）	<開発指導担当> ・都市計画法における開発許可の要否について、大田原市都市計画課と協議いたします。 <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議いたします。
10	都市整備課 担当：小栗 TEL:028-623-2464 FAX:028-623-2477	意見なし	－
11	建築指導課 担当：高山 TEL:028-623-2863	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、大田原市建設部建築住宅課（TEL：0287-23-1178）と協議願います。なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、大田原市建設部建築住宅課と協議いたします。
12	警察本部交通規制課 担当：金子・石塚 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	○令和7年8月6日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	○－ ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、再協議いたします。
13	経営支援課 担当：石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	指導事項等なし。	－

薬王堂大田原上奥沢店 大田原市指導事項等に対する回答

No.	所管課室等	協議事項	回答
1	政策推進課	朝夕、大学生の車両を中心に渋滞が発生し、道幅も狭く、接触事故等が頻発する場所であるため、駐車場の出入りにおいて、十分な交通安全対策をお願いしたい。	駐車場の出入口について、構造物や看板など視界を妨げないように設置を行い安全確保に努めます。また、店舗開店後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係機関と協議を行い必要な対応いたします。
2	危機管理課	特になし	－
3	生活環境課	・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、届出を要する。 ・公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る騒音、振動等に該当する作業を行う場合は届出を要する。 ・騒音等生活苦情に対しては、誠意をもって速やかに対応すること。 ・深夜の作業における騒音等生活苦情に対しては、基準内であっても作業時間の変更等を検討し、周囲に最大限配慮すること。 ・事業系一般廃棄物は、市の許可業者に依頼するか、自ら適正に処理すること。	・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は届出いたします。 ・公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る騒音、振動等に該当する作業を行う場合は届出いたします。 ・騒音等生活苦情に対しては、誠意をもって速やかに対応いたします。 ・深夜の作業における騒音等生活苦情があった場合、基準内であっても作業時間の変更等を検討し、周囲に最大限配慮いたします。 ・事業系一般廃棄物は、市の許可業者に依頼いたします。

4	道路課	・境界確認申請を要する。 ・法定外公共物の払い下げを要する。	・境界確認申請を行います。 ・法定外公共物の確認を行い必要に応じて払い下げを行います。
5	都市計画課	・都市施設誘導区域外であり、店舗面積が1,000㎡以上であるため、開発及び建築にあたり、都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づく別紙「様式第18（第52条第1項第1号関係）」、「様式第19（第52条第1項第2号関係）」の提出が必要。 ・屋外広告物について都市計画課と協議すること。 ・駐車場法、バリアフリー法の各規定を遵守すること。 ・敷地面積が3,000㎡以上となるため、都市計画法第29条第1項の許可を要する。 ・予定建築物の建築面積が1,000㎡を超えるため、栃木県景観条例に基づき行為着手の30日前までに大規模行為の届出を行うこと。	・都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づく届出を行います。 ・屋外広告物について都市計画課と協議いたします。 ・駐車場法、バリアフリー法の各規定を遵守いたします。 ・都市計画法について都市計画課と協議いたします。 ・栃木県景観条例に基づき行為着手の30日前までに大規模行為の届出を行います。
6	商工観光課	特になし	—